

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 4 月に A 市にある B 事業所に就職し、事業主の勧めで国民年金に加入して、C 銀行又は D 銀行で国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月に B 事業所に就職し、事業主の勧めで国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、同年 3 月以降に A 市において払い出されていることが確認できる上、申立人は、20 歳に到達する 61 年 \* 月 \* 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間直前の同年 3 月の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料は過年度保険料の扱いとなるにもかかわらず、オンライン記録では、同月の保険料は現年度保険料として納付された表示となっており、申立人の保険料納付記録には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、C 銀行又は D 銀行を利用して、国民年金保険料を納付していたとしているところ、A 市では、「当時、どちらの銀行でも申立期間の保険料を納付できた。」と回答しているなど申立人の供述に不合理な点は無く、前述の手帳記号番号の払出状況等から、申立人は、保険料を納付する意思をもって、20 歳に遡って国民年金加入手続を行ったものと推認でき、昭和 61 年 3 月の保険料を過年度納

付しているにもかかわらず、引き続く申立期間の保険料を未納のままとすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場及びA社に継続して勤務し、また、申立人と同じ期間に両事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 977 (事案 387 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月頃から55年12月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社に係るB退職金共済の記録が見つかったので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る申立てについては、i) A社は平成9年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界していることから申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することができないこと、ii) 申立人は昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間を含む46年1月から60歳(平成4年\*月)に到達するまで、農業者年金該当による付加納付を行っているところ、当該事業所の元事務担当者は、「農業者年金に加入している者はそちらを優先させていた。」と供述していること、iii) 申立期間に当該事業所に勤務していた複数の元同僚は、「正社員は入社後すぐに厚生年金保険に加入していたが、正社員は本社採用であり、現地採用者は厚生年金保険に加入していなかった。」や「当時の社員名簿を保管しているが申立人の名前は無く、社会保険は正社員と現場作業者の区別があった。」と供述していること、iv) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いことなどを理由として、既に平成21年7月31日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当該事業所に係るB退職金共済の加入記録が昭和53年11月から55年12月まで確認できたことから、申立期間を51年12

月4日から54年5月17日までとしていたものを53年11月頃から55年12月頃までに変更したため、前回の調査から新たに加えられた申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、B退職金共済事業本部に照会したところ、当該事業所に係る申立人の加入期間は昭和53年11月から55年12月までと記録されているが、厚生年金保険の加入はB退職金共済の加入要件にはなっていないと回答している。

さらに、当該事業所の元事務担当者は「正社員であれば会社から退職金が支給されるが、正社員以外はB退職金共済に加入させていた。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。